

証人 本人

調書

 鑑定人

(この調書は、第1回口頭弁論調書と一体となるものである。)

裁判所

書記官印



事件の表示	平成23年(行コ)第169号
期日	平成25年7月17日午後1時30分
氏名	嶋津暉之
年齢	
住所	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input checked="" type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罪を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨 告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>
陳述の要領	

別紙速記録のとおり

以上

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。

2 「陳述の要領」の記載の末尾に、「以上」と記載する。

)

せん
宣

せい
誓

りょう しん したが しん じつ の
良心に従って眞実を述べ、

なに こと かく
何事も隠さず、また、

なに こと つ くわ
何事も付け加えないことを

ちか
誓います。

氏名

嶋津暉之

速記録(平成25年7月17日 第1回口頭弁論)

事件番号 平成23年(行コ)第169号

証人氏名 嶋津暉之

控訴人ら代理人(服部)

甲C第105号証を示す

これは、御自身で作成されて、記名して押印したものです。

はい、そのとおりです。

自分が作ったことから、内容についても間違いないということですね。

はい、そうです。

では、まず、導入として幾つか聞いていきます。思川開発事業によって、栃木県は水道の水源は毎秒何トン得ようとしていますか。本当はトンではなくて m^3 なんですか。tronで言い換えて聞いていきます。栃木県はどのくらいの水源を毎秒何トン獲得しようとしていますか。

栃木県は、この思川開発によって毎秒0.403トンの水源を確保するという予定になっております。

速記録末尾添付の資料1ないし35を示す

栃木県の毎秒0.403トンの給水想定区域というのは、どの範囲ですか。

資料3を示します。

これは、思川の流域を示しておりますが、栃木県が想定している給水想定区域というのは、この思川の一番下流域ですね、この周辺の市町に給水しようという予定になっております。

分かりづらいので、資料4を示しますが、市町の名前で言うと、どこになりますか。

思川は、大体この中心を流れているわけですけども、その周辺ということで、栃木市、岩舟町、壬生町、下野市、そして、野木町、この2

市3町が栃木県の考える給水想定区域になっております。小山市は、先ほど話があったように、こちらは独自に思川開発に参加しておりますので、栃木県の給水想定区域から外れております。

次に、思川開発事業については2010年からダム検証が行われてきていましたが、その経過について教えてもらっていいですか。資料5を示します。

2009年に民主党政権が誕生して、2010年から全国の85のダム事業について検証が行われてきました。ただ、このダム検証は、ダム事業者自ら行う検証でありまして、客觀性、合理性の乏しいものであります。そういう問題がありますが、思川開発事業もこの対象になりました。2010年9月末に国交大臣が関東地方整備局等に対してダム検証を行えという指示を出しました。それに沿って、2010年12月に、この検証をするに当たって各都県の意見を聞く場、検討の場というのが作られました。その第1回幹事会が12月に開かれ、翌年、2011年6月に第2回の幹事会、そして、2012年、昨年6月に第3回の幹事会が開かれております。

第2回、そして、第3回が行われたと。その後、幹事会というのは開かれているんですか。

昨年6月に開かれた後は、第4回幹事会は開かれておりません。これは、恐らく栃木県の水道用水供給事業が存在しないということが1つの大きな要因になっているかと思います。

この思川開発の検証の過程で、どのようなことが明らかになりましたか。資料6を示します。

これは、一昨年の6月の第2回の幹事会で示された資料であります。

ここで、このダム検証を進めるに当たって、利水参画者に対して確認作業を行いますということで、この資料は配られております。その中で、下から3番目の「水道事業計画認可」、この確認を行いますとい

うことで、関東地整が利水参画者に、栃木県等に対して告げられたわけであります。

その確認の結果はどうだったんですかね。資料7を示します。

この第3回、昨年の幹事会において、これは関東地方整備局の発言を拾ったものでありますけども、栃木県からは水道事業認可についてははっきりした答えは来てないということで、追加的回答を求めております。要するに、水道事業認可を受けてないわけですから、そのことがこの検討の場で問題になって、追加的回答を栃木県は求められたということであります。

追加的回答を求められたのは、どこから求められたんですかね。

関東地方整備局が求めております。検証、検討主体は関東地方整備局と水資源機構ですけど、この議事録では、関東地方整備局が栃木県に對して追加的回答を求めております。

水道事業が存在しないというのは、厚生労働省の認可を得た水道事業が存在しないということなんですねけれども、逆に言えば、厚生労働省の認可を得た水道事業があるということは、言わば当然のことなんですね。

はい。ダム事業の存続というのは巨額の費用を伴うものですから、その得た水源を使う事業が存在するということは、参画の継続をする必須の条件です。ということで、このダム検証の場でも水道事業認可を受けているかどうかということが重要な確認事項になったわけであります。

それなのにもかかわらず、さっき聞いたように、第3回の幹事会の後に幹事會は開かれてないということなんですね。

はい、そうです。

次に、県南地域の水道水源確保の方針の確定についてなんですねけれども、関東地方整備局から追加の資料を求められましたが、今更、栃木県は厚生労働

省から水道事業の認可を得ることができますか。

それは、もう実質無理ですね。

じゃあ、本来どのような手順を踏んで厚生労働省から水道事業の認可を得るものなんですかね。資料8を示します。

まず、手続としては、関係市町から要請があります。それに基づいて協議を行って、さらに県議会の議決を得た上で、県南広域的水道整備計画を策定します。これが上位計画です。それに基づいて県南水道用
水供給事業の厚生労働大臣の認可申請を行うわけです。これは、大変な作業として何年も掛かるものでありますし、そう簡単にできるものではありませんし、同時に、この県南地域についてはその必要性はありませんので、このような手續が踏まれるはずがないわけであります。
では、栃木県は、この状況を乗り切るためにどういうことをしたんですかね。

窮余の策として、先ほどから出ている県南地域の水道水源確保の方針ですね、水道用地下水削減方針と言ってもいいと思いますけど、その方針を策定しようとしたわけであります。

その今、出てきた方針の策定ですけれども、実際にどのような手順で策定されたのか、資料9を示します。

昨年の11月から始まったんですけども、その方針を作るための案を作りまして、栃木県公共事業評価委員会へ説明し、そして、その案を公表して、パブリックコメントを行いました。さらに関係市町の首長の意見を聞いて、それで、今年の3月にこの方針を定めたわけあります。

その方針の内容というのは具体的にはどういうものなのか、資料10を示します。

平成42年度、2030年度が目標年度になっております。2030年度で、この県南地域2市3町で10万トンという取水量が必要だと、

そのうちの35%をカットして、35%を表流水に置き換えて65%にすると、地下水依存率を下げるということで、2030年度に地下水依存率を65%に下げるという、そういう方針であります。で、3万5000トンの表流水が必要なんですけども、これはちょうど思川開発で得る毎秒0.403トンにほぼ対応しております。

そうすると、削減量は1日当たり何トンになるんですかね。

3万5000トンですね。これが先ほどの0.403トンとほぼ対応しているということで、この方針は、思川開発の水が必要ですということを述べている、そういう方針だということであります。

この削減の方針について、裏付けとかについてはどのようにお考えですか。

これは、全く机上のプランです。机上で作って、将来は県南地域の水道用地下水を減らしますよと、そのために思川開発が必要になりますという、ただ、それを述べているだけです。具体的な計画がないんですね。制度的な裏付けもない。ただ、机上のそういうプランを作っただけということであります。

関東地方整備局は、この県の方針をどのように判断するんじゃないかなと思いますか。

今のところ、分かりませんけども、3月にこの方針を栃木県が策定して、そして、検証、検討主体である関東地整に提出しました。その後、先ほど申し上げたように、検討の場の幹事会は開かれておりませんので、関東地方整備局がこの方針をどう受け止めるか、本来、水道事業認可に代わり得るはずのないものなんですけども、それをどう受け止めて、今後どう展開されるか、どう推移していくか、今のところ、分かりません。

同じ点について別の角度から聞きますけれども、この削減方針には、県南地域の2市3町を対象にしたもので、県南地域の中心に位置する小山市が入っ

ていないんですが、小山市を抜く理由が代理人としてもどうしても分からないんですけども、小山市を含めてしまうと、逆に数字はどういうふうになるんですかね。資料11、12を示します。

この県南地域ですね、小山市が一番真ん中にあります。で、栃木県が対象にしている給水想定区域は小山市を抜いたものになっています。その2市3町について数字を出しているんですけども、小山市を含めると、がらっと変わります。小山市というのは、規模が大きいです。それと同時に、地下水異存率が低いということで、この小山市も含めて3市3町で地下水依存率、現在の、この平成22年度の数字を計算しますと、66%です。ということで、小山市も含めたら、栃木県が目標としている65%の地下水依存率、これは既に達成されているということですね。

ということは、地下水依存率を下げなければならないと栃木県はしきりに主張していますが、県南地域全体で見れば、その目標は既に達成していて、これを見ても栃木県の方針は思川開発事業への参画の理由を作るためになりふり構わず作成したものという、そういうことになってくるんですかね。

そういうふうに考えられます。

次に、栃木県が方針で示す県南地域の水道用地下水削減の理由について聞いていきますけれども、この削減の理由というのは何なんですかね。資料13を示します。

この検討報告書で、栃木県は、県南地域の水道用地下水を削減する理由を幾つか挙げてあります。1つは、県南地域における地下水依存率が非常に高いと、栃木市を始めとする2市2町は100%であると、で、これはよろしくないという言い方をしています。次は、地盤沈下や地下水汚染が危惧されるから、だから、水道水源を地下水のみに依存し続けることはよろしくないと。もう1つは、異常気象による渇水

リスクが高まっているんだから、だから、地下水以外の水源が必要だという言い方をしています。もう1つは、水資源開発には相当な期間を要するから、長期的な展望に立って、河川水の水源を確保する対策を講じていく必要があるということを言っております。

では、これから、今、述べた理由が本当に根拠があるものかどうかということについて聞いていきます。まず、水道の地下水依存率が高いことの問題についてですけれども、栃木県は、県南地域の水道は地下水依存率が高いこと、特に栃木市、下野市、岩舟町、壬生町は地下水100%であることを問題としていますが、そのことは、本当に問題なんでしょうか。資料14を示します。

全国的に見て、水道水源を地下水だけに依存している例はたくさんあります。その良い例が熊本県の熊本市です。東京の昭島市なんかもそうですね。熊本市などは地下水100%です。このことをむしろ誇りにしているというのは、地下水というのはおいしいですよね、水道水源として。ということで、おいしい水を供給できるということで、熊本市の水道はむしろそのことを誇りにしているということです。

栃木県について、県南地域の地下水依存率が100%であることを問題としていますが、県内全体を見渡して、ほかに100%の市町はないのか、資料15、16を示します。

これは、栃木県が毎年まとめている「栃木の水道」という報告書です。平成23年度版ですけど、それを見ますと、栃木県内において地下水のみを水道水源としている市町水道ですけども、県南地域の2市2町以外、ここに書いてある「那須烏山市、さくら市、茂木町、那珂川町、上三川町、足利市、佐野市」というところで、この4市3町は地下水のみに依存していると。で、これらの4市3町については、地下水の一部なり、それを河川水に切り替えるという、そういう計画は全くあ

りません。ということで、今後とも地下水100%が続いていくということですね。ですから、そういう点で、なぜ2市2町だけを取り上げて問題にするのかというのは極めておかしな話だと思います。

そうすると、一般的に全国で、あるいは栃木県内でも別の箇所で行われてきている水道水源の地下水依存率100%の状態を県南地域の2市2町についてのみ、なぜ問題にするんだと思いますか。

これは、やはり思川開発の関係で、思川開発の参画の理由を作るためにわざわざ県南地域2市2町のみを取り上げて問題にしようとしているということあります。

次に、地盤沈下の問題について聞いていきますけれども、県南地域は、そもそも地盤沈下が進行しているのかという点について、資料17を示します。

このグラフの黄色丸、これが年間2センチメートル以上の県南地域の沈下面積を示しております。年間2センチメートル以上というのは、これは環境省が問題にしている地盤沈下でありまして、2センチメートル未満ならば特に問題がないという意味の沈下であります。で、その沈下面積ですけども、このグラフを見れば分かりますように、1997年からほぼゼロ行進が続いております。ということで、県南地域の地盤沈下は鎮静化していると言っても過言ではないということです。

これは、少し大ざっぱな形なので、もう少し細かく見てみると、どうでしょうか。資料18を示します。

今のグラフの元データがこれであります。今、お話ししたように、1997年からゼロということですが、ただ、僅かな例外があります。それは、2004年と2010年、ただし、2011年もありますが、これは、東日本大震災の影響で沈下量が大きくなった、これは、例外で全く考慮する必要はありません。2004年と2010年だけ僅かに沈下面積が増えております。

この原因は何ですか。1つ戻って資料17を示します。

先ほどのグラフの棒グラフのほうですが、白いのが年間の降水量、グレーの部分が5月から8月、かんがい期の降水量を示しております。先ほど2004年と2010年、若干沈下面積が出たということですけども、その年を見てみると、このかんがい期、5月から8月の降水量が少ないんですね。そのことは、要するに、農業用地下水が増えたということを意味しているわけです。その結果として地盤沈下面積が若干増えたということで、地盤沈下の要因となっているのは農業用地下水であって、水道用地下水は関係していないということを意味しているということあります。

今、農業用地下水の話が出ましたけれども、県南地域では、農業用、水道用などに地下水はどのような割合で使われているのかということについて、資料19を示します。

この棒グラフは、県南地域の地下水採取量を用途別に毎年示したものであります。一番上の青い部分が水道用、次が農業用、その下が工業用、その下に建築物等があるんですけども、一番最新年の2009年で見ますと、水道用が2割、農業用が約3分の2で64%，工業用が15%ということで、水道用は2割でしかないと。農業用が圧倒的に多いということですね。で、地下水採取量は減ってきております。1994年辺りからずっと減ってきてますね。減ってきたのは、農業用地下水が減ってきたからということです。そういう農業用地下水が減って全体の地下水のくみ上げ量が減った、その結果を反映して、先ほど見たように、1997年から沈下はほぼゼロ行進が続いているということで、地盤沈下を左右しているのは農業用地下水であると、水道用地下水は関与していないというふうに言っても過言ではないということです。

県南地域では農業用地下水の割合が多くて、それが地盤沈下に関係しているということなんですかけれども、そのことについてもうちょっと詳しく説明してもらっていいですか。資料20を示します。

農業用地下水が地盤沈下にどう関与しているかを少し説明したいと思います。これは、2009年と2010年について、1年間の地下水位と累積地盤変動量、地盤沈下ですね、変化を見たものです。青い線が地下水位、赤い線が累積地盤変動量で、太い線と細い線がありますが、太いほうが2010年を示しております。これを見て分かりますように、地下水位が下がるのは5月から8月の間です。要するに、かんがい期です。その間に地下水位が下がって、それで、累積地盤変動量も増えて、その後、9月から水位が回復して、累積地盤変動量も回復していくという、そういうパターンをとっているわけです。ただ、2010年と2009年を比較しますと、2010年のほうが、先ほど見たように、かんがい期の降水量が少なかったために農業用地下水が増えた結果として水位の低下がやや大きいと、で、地盤の変動もやや大きいと。それがずっと年末まで残ってしまって、それで、2010年は多少の沈下が見られたということです。このように1年間の農業用地下水のくみ上げがそれこそ5月から8月、4か月、そこで集中してくみ上げれば、地盤沈下は鎮静化しているとはいえ、若干起きることはその影響であって、このグラフを見れば、水道用地下水は地盤沈下には関与していないということは明らかではないかと思います。

次に、地下水削減の理由の3つ目、地下水汚染の問題について聞きますけれども、地下水の汚染があるから県南地域の水道用地下水を削減するという栃木県の考えが妥当かどうかということについて聞きたいと思います。栃木県の方針の検討報告書、この資料21で示されて、あたかも地下水汚染が拡大されているかのような印象を受けますが、このグラフは、まず何を示してい

るものなんですかね。

これは、飽くまで、家庭用とか農業用というのは一般井戸であります。一般井戸の汚染状況を示していると。水道水源井戸は入っておりません。それと同時に、これは、調査を拡大して、新たに汚染が発見された地区を累積、加えておりますので、その結果として年々この汚染地区というのが増えているように見えておりますけども、これは、調査が進められた結果としてそういうふうに見えているだけであって、何も地下水で汚染が拡大していることを示すものではありません。

井戸には一般井戸と深井戸というのがあるかと思うんですけれども、その違いについては何か読み取れるものがあるんですか。

家庭用とか農業用の一般井戸は浅井戸を中心ですね。ほとんどそうだと思います。で、水道水源井戸はほとんどが、大半が深井戸です。水道水源井戸というのは、やはり水質を守らなきゃならんということで、構造的にも汚染が及ばないよう工夫がされております。またそれから維持管理も徹底しております。そういうふうに水道水源井戸というのは、汚染が起きないよう、極力それが注意されているわけであって、それと一般井戸というのは全く別物でありまして、一般井戸の汚染状況をもって水道水源井戸も危ないというのは、全くこれは話が飛躍しているということになります。

もうちょっと簡単な質問をしますけれども、栃木県内の水道水源井戸で汚染されている井戸というのは実際あるんですか。

この件につきましては、栃木県の環境保全課の地下水汚染担当、それから、生活衛生課の水道担当に聞きました。そうすると、栃木県内において水道水源井戸が汚染されたという、そういう情報は来ていないということで、その2つの課で聞いた話に基づけば、栃木県内の水道水源井戸は汚染されていないと、汚染はないと判断してよろしいかと

思います。

情報はないけれども、実際に県南地域の水道水はどのような水質なのかということについて、資料22を示します。

これは、平成23年度の栃木市の水道の水質検査結果表です。各浄水場ごとの数字を整理したものです。地下水汚染でよく問題になる硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、それから、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンについて数字を拾いました。これを見ますと、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値が10ですけども、それに対して一番大きいものでも3.3ということで、約3割以下ということで十分に安全は確保されていると。それから、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンに関しては、基準が0.01mg/Lですが、それに対して検出値は0.001未満ということで、未検出の、そういう検出されない、以下の数字だということですね。ということで、この2つの物質についても全く大丈夫だということで、このデータを見ると、栃木市の水道の水質は十分に正常だというふうに判断されます。

次に、地下水と河川水の安全性対策について、そういう観点から聞きますけれども、まず、放射性物質による汚染、先ほど出てきた2011年3月の原発事故で河川水がどのように汚染されたかということについて、資料23を示します。

2011年3月の福島原発の事故の後、3月中旬、下旬から利根川水系水道水において放射性物質ヨウ素131による汚染が大変な問題になりました。基準値は300ベクレルなんんですけど、乳児の場合は100という数字なんですが、100を大きく超えるヨウ素131が検出されたということで大変な問題になりました。このときに一番安全だったのは地下水を水源とする水道水だということで、この水道水源である地下水の重要性がこのときも認識されたわけあります。

次に、昨年5月に利根川水系の水道浄水場のホルムアルデヒト汚染が大きな問題になったんですが、これは、どういう汚染事件だったんですかね。資料24を示します。

これは、廃棄物処理業者が利根川の支川の鳥川にホルムアルデヒトの原因物質を含む工場排水を排出してしまったんですね。それが流れていて、浄水場で加える塩素とその原因物質が反応してホルムアルデヒトが出てしまったと。これも基準値が0.08mg/Lなんですが、これを大きく超えまして大変な問題になりました。このときもその使えなくなった浄水場に代わって役立ったのが地下水を水源とする水道水がありました。

こういうふうに地下水があって、それに対して河川水があって、結局、どちらを重視すべきだと考えますか。

こういう放射性物質、そして、ホルムアルデヒトの汚染を見ますと、やはり河川というのはけっこう無防備なものですよ。それに対して地下水というのはもともと地質の浄化作用によって正常に保たれているということで、基本的に非常に正常なものです。ですから、むしろ地下水を重視すべきじゃないかと思います。

次に、地下水削減の理由として挙げている異常気象による渇水リスクについて聞きますけれども、そもそもなぜ異常気象の話が水道用地下水の削減の話に結び付くのかがよく分からないんですが、むしろ異常渇水について強いのは地下水だと思うんですけども、国土交通省の利根川・荒川フルプラン、利根川・荒川水系水資源開発基本計画では、この点についてどういうふうになっていますか。資料25を示します。

これは、第5次利根川・荒川水系水資源開発基本計画に出ている水需給計画図であります。これはフルプランという略称で言いますけども、その対象流域全体の数字をグラフで示しております。左の折れ線が水

需要の変化と予測値です。右側の3つの棒グラフが保有水、評価量を示しております。左から通常の評価による供給量、真ん中が20年に2回の厳しい渇水年を想定した場合の供給量、一番右が戦後最大の渇水年を想定した場合の供給量を示しております。このうちの上の黒く見える部分がダム等の水源開発で得られた水源を示しております。で、厳しい渇水年になると、このダム等で開発した水源の供給量が減っていくということを国交省は示しているわけです。この減少率は科学的根拠があるか疑問があるわけですが、そのことはちょっと置きます。問題は、ここで地下水です。下から2番目の印が地下水を意味しております。この評価では、通常の評価と20年に2回の渇水年と戦後最大の渇水年で地下水の供給量は不变と、変わってないんですね。ということで、国交省の計画では、地下水というのは異常渇水の影響を受けないものという、そういう評価がされていると、位置付けがされているということあります。

渇水リスクがあるから水道用地下水を削減すべきだという栃木県の方針には合理性があると考えますか。

全く不合理で、逆ですよね。地下水こそ異常渇水に対応できる水源であるということでありまして、栃木県は全く逆さまのことを主張しているということあります。

次に、地下水削減理由の5つ目の長期的な展望ということについて聞きますけれども、栃木県は、方針の検討報告書で、水資源開発には相当な期間を必要とすることから、長期的な展望に立てば、思川開発の水源が必要だというふうに言っていますが、この問題についてはどうお考えですか。

この問題についても栃木県は逆さまのことを主張しております。長期的な展望に立てば、思川開発の水源を必要とする必要性がますます希薄になっていくということあります。

県南地域の水道水源確保の方針で、栃木県は県南地域の水道の水需要が将来はどうなると予測していますか。資料26を示します。

これは、方針を定めた検討報告書の中に書いてある栃木県の水需要予測であります。平成13年から22年、これは実績ですね。右側の黄色く塗っている部分が2030年度の予測値です。そのうちの「一日最大給水量」を見てみると、2010年度が約10万3000トン、それに対して2030年度は9万6000トンであります。約7%減るということで、栃木県もこれからは水道の需要が減っていくんだということを認識していることを示しております。

これを見ると、2030年度までなんですか、その先はどうですか。資料27を示します。

今年の3月に国立社会保障・人口問題研究所が日本全体の地域別の将来人口の推計値を示しました。そのうち栃木県の分について示したのがこの白丸の部分です。既に栃木県の人口は減り始めていますけども、これからはかなりスピードアップして減っていくということです。この推計によれば、2040年度には2010年度の82%まで人口が減ります。このように全体の人口が減っていくわけですから、県南地域の先ほどの水道給水量は2030年以降どんどん減っていくだろうということで、これからは水の需要はますます規模が縮小していく、そういう時代になっていくということです。それを踏まえれば、長期的展望に立てば、これからそういう新しい水源、思川開発の水源を得る必要性がますます希薄になっていくのであって、長期的展望に立てばこそ、この思川開発の水源は要らないということは断言できるわけであります。

続いて、県南地域の水道用水供給事業の実現可能性について聞いていきますけれども、栃木県が県南地域の水道用地下水を削減する事業を実施するとす

れば、どのような事業が必要なのかということについて、資料30、31を示します。

この水道用水供給事業を行うためには、思川から取水して、取水施設、それから、それを浄水場まで運ぶ導水施設、で、浄化を行う浄水場、浄水施設、それから、浄化した水を各市町の配水池に送るための送水施設、これらを建設しなきゃなりません。大変な事業であります。

費用については、どういうふうにお考えですか。資料32を示します。

これは、思川開発についての水資源機構の再評価に出ているデータを拾ったものです。（1）が栃木県ですけども、真ん中が思川開発の利水負担金を示しています。右端が水資源機構が試算をした結果ですけども、水道用水供給事業を行う場合、どれくらい費用が掛かるか、その数字を示しているわけです。約192億円であります。

この192億円に厚生労働省の国庫補助金というのは付くんですか。

厚生労働省の国庫補助金の交付要綱を見ますと、この水道用水供給事業は補助の条件に該当しないですね。ですから、これは、国庫補助金なしで、栃木県の負担だけで行わなきゃならないと思います。

そうすると、この192億円の負担は、結局、どこに回ることになるんですかね。

もし事業を行うとすれば、これを起債で、借金で対応するわけですね。で、その起債の元利償還が必要になってきます。それは、この事業を行った場合は各市町の受水料金で賄うことになるんですけども、水のそういう需要がないですから、もし事業を行うとしても、これは、結局は県が背負い込むことになるだろうということですね。で、長期の起債、借換債もありますから、大体5割ぐらい利息を払うと思うんですね。ざっと計算して288億円ぐらい掛かるだろうと。その巨額の金を栃木県が背負い込むことになるわけですよ。そんなことはあり

得ませんから、それから見てもこの水道用水供給事業というのは実施されるはずがないものだということです。必要性、もちろんありませんし。

次に、栃木県の関係市町のことについて聞いていきますけれども、栃木県は、県南地域の水道水源確保の方針を策定するに当たり、その検討案について2012年11月に関係市町の意見聴取を行っていますが、この関係2市3町の首長は、特に意見はないと述べ、検討案に対して反対の意見は述べていませんが、これについてはどう思いますか。

飽くまで、机上のプランに対して反対をしないということだったんですね。実際にこのような巨額の金の負担を伴う事業が実施されるとなれば、当然その事業については強く反対するに間違ひありません。

関係市町の本音はどうなんですかね。資料33を示します。

これは、先ほど出てましたけども、栃木市長がその本音を語っております。今回は一応理解は示したけれども、だからといって、この水を買わなきゃならんという話にはなりませんよということが書かれております。ですから、お金の負担を伴わない、そういう机上のプランだから反対しなかっただけであって、実際に巨額の金を負担するということになれば、当然この関係市町は恐らく拒絶反応を示すことは間違ひありません。

お金の話が出てきましたが、巨額の公費の浪費の話について聞きますけれども、栃木県は思川開発の予定水利権毎秒0.403トンを得るために思川開発事業の負担額を割り当てられていますが、その確認をお願いします。資料34を示します。

この思川開発の利水負担金は、栃木県に関しては64億円であります。これをどういう形でやっているかというと、水資源機構が行うダム事業の場合、当面は水資源機構が起債をして、このお金は貯います。で、

ダムができた後で水資源機構が元利償還金の支払を各利水予定者に求めるということです。これについては補助金が付いておりまして、平均で約4割補助金が付いております。6割にあと利息分を栃木県が背負うことになるわけですね。

この利水負担金は、どのように支払われてきているんですか。

今まで、これは水資源機構が取りあえず立て替えているということですね。で、いずれは県のほうにその元利、利息の分を含めて付けが回ってくるという仕組みになっております。

総額では幾らになるのかということについて、資料35を示します。

今の64億円、そのうち4割は国庫補助金ということで、6割が栃木県の負担と。で、利息が5割掛かるとすれば、元利を含めて約58億円を栃木県は背負うことになると。これが必要な事業ならば、水道用水供給事業を行って利水者から取ることができるでしょうけども、もう確実にこの水道用水供給事業は行われませんので、これは栃木県の一般会計が背負うことになります。栃木県民の税金がこの不要な利水の、使う当てのない水源を得るために58億円という巨額の金が回ってくるということあります。国庫補助金も投入されておりまして、これも無駄なものですね。今、国庫補助金も支出されているんですけども、総額で26億円国庫補助金が出ます。これも全く意味のない水源確保のためのものですから、一方で栃木県の一般会計、片や国税が使われていく、これはゆゆしき問題じゃないかと私は思います。

最後に、県が述べている5つの理由についてまとめてもらっていいですか。

資料28、29を示します。

まず、5つの理由を挙げているわけですけども、県南地域の水道の地下水依存率が高いことが問題だということを言っておりますが、全く何の問題もありません。全国的に見れば、そういう例はたくさんあり

ます。栃木県内においては、県南地域以外においても4市3町が水道水源を地下水のみに依存して、このままの状態が続いていくということです。それから、地盤沈下は鎮静化しております。飽くまで、この地盤沈下を起こしてきた要因というのは農業用地下水であります。農業用地下水が大半を占めております。水道用地下水はこの地盤沈下に関与しておりませんので、地盤沈下対策のために水道用地下水の削減を図るというのは全く意味がありません。それから、水道用地下水は汚染がありません。地下水汚染があるというのは杞憂であります。放射性物質等による汚染を考えると、河川水のほうがむしろ心配されるということであります。それから、異常気象による渇水リスクで影響があるのはむしろ河川水であって、地下水には当てはまりません。国交省の利根川・荒川フルプランでも地下水は異常渇水の影響を受けないものという扱いがされております。あともう1つは、長期的展望に立って、水源確保が必要だということを県は言っておりますが、これからは人口の減少もあって水道の需要はますます小さくなっていく、そういう時代であります。ですから、長期的展望に立てば、思川開発の水源の不要性はますます明確になっていくわけでありまして、そういう点で、思川開発で栃木県が0.403トンの水源を確保することになっておりますけども、これは全く意味を成さないものだということであります。

被控訴人代理人（平野）

証人は、思川開発事業の利水、あるいは検証について、どのような立場で、具体的にどのような関与をされていますか。

関与という意味が分かりませんが。

何かの地位にあって、立場にあって、検証作業に携わっていたりするんですかという質問です。

この公的な検証作業ですか。

はい。

関わっているわけがないですね。

研究者とか評論家と同じように部外者ということでおろしいですか。

部外者という表現だと、まあ、研究者としていただけますかな。

東京高等裁判所第4民事部

裁判所速記官　名児耶　明　子





思川開発事業の利水問題に関する証言

嶋津暉之

2013年7月17日

1

嶋津意見書 19ページより

「思川開発事業の水道事業に係る事業評価(再評価)」

(平成21年2月 独立行政法人水資源機構)

表5 事業費(全体)

事業体	利水量 (m ³ /s)	本事業に係る水道事業負担額 (千円)	関連水道事業体の施設整備の建設事業費 (千円)
(1)栃木県	0.403	6,364,000	19,203,475 ^{*1}
(2)鹿沼市	0.200	5,346,500	9,180,000 ^{*2}
(3)小山市	0.219	3,459,500	9,436,354 ^{*3}
(4)古河市	0.586	9,268,500	26,897,400 ^{*4}
(5)五霞町	0.100	1,572,500	3,865,144 ^{*5}
(6)埼玉県	1.163	13,912,000	—
(7)北千葉水企	0.313	4,958,000	—
合計	2.984	44,881,000	68,582,373

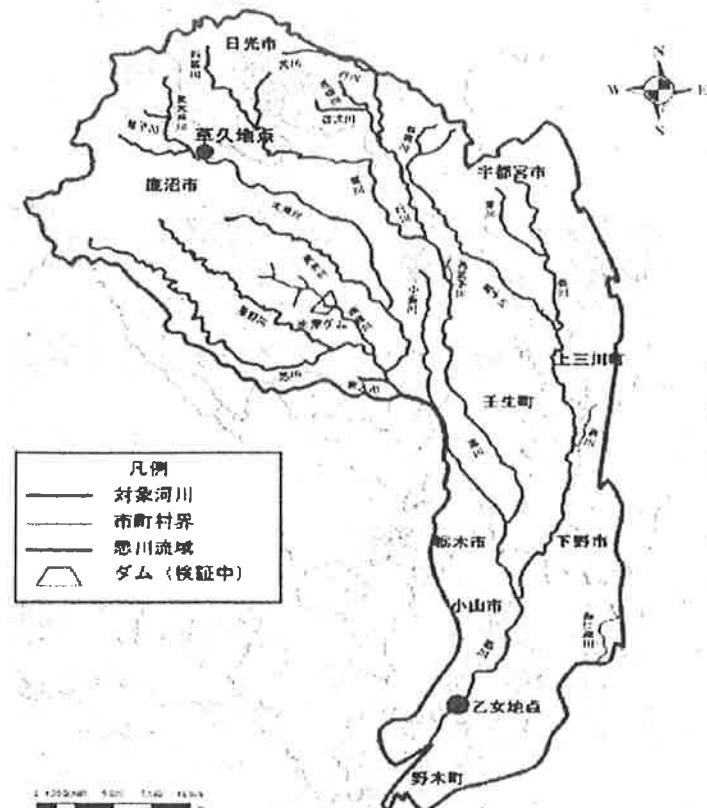
*1 栃木県の利水量・給水対象地域から、施設規模を想定し設定

*2 鹿沼市の第五次拡張変更の事業計画より

*3 小山市の改良費実績及び計画より

*4 鹿沼市の事業計画を基に、水量規模により設定

*5 五霞町の第二次拡張事業の実績



図表1-1 思川流域位置図

3



4

思川開発事業の検証の経過

2010年

9月28日 国土交通大臣が各地方整備局と水資源機構に対して、「ダム事業の検証に係る検討」を指示。

12月24日 「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」第1回幹事会

2011年

6月29日 「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」第2回幹事会

2012年

6月29日 「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」第3回幹事会

資料1 思川開発事業検証の「検討の場・第2回幹事会」(2011年6月29日)

検討主体が行う思川開発事業利水参画者の開発量の確認方法について（案）

1. 目的

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目「第4 再評価の視点」

(2) ④で示されている「必要量の算出が妥当に行われているかを確認する」に基づき、必要量の算出方法の確認を行う。

2. 基本的な考え方

○必要とする開発量の根拠に関連する計画の確認

人口、給水区域、基本的な考え方について、下記の上位計画なども含めて確認する。

①都県の長期計画

②水道事業計画認可

③第5次水資源開発基本計画における資料

④その他、関連資料

資料2 思川開発事業検証の「検討の場・第3回幹事会」（2012年6月29日）議事録

思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場

(第3回幹事会)

(10ページ)

○広域水管理官

すみません。検討主体のほうからなんんですけど、1点お願いがございまして、栃木県さんに対してなんですけれども、今回別添資料で整理させていただいたように、利根川の水系全体の水需要予測と、それに基づいた必要な開発施設としての思川開発事業の位置づけというものについては、一応確認させてはいただいているのですけれども、資料ー1で説明させていただいたとおり、水道事業認可の状況というところにございますように、栃木県さんの思川開発事業に係る水道事業認可について確認させていただいた結果、関係機関と協議し調整するというお答えをいただいているということでございます。

申しわけないのですけれども、我々、今、思川開発事業についての検証というものをやっているところでございますので、全体のお話に加えまして、思川開発事業に関する部分についての資料について、追加して提出いただきたいと考えているところでございますので、ぜひご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

7

厚生労働省労働大臣から水道用水供給事業計画 の認可

手続きとしては、まず、関係市町からの要請と協議及び県議会の議決を得た上で、県南広域的水道整備計画を策定し、その上で、県南水道用水事業の認可申請を厚生労働大臣に行う。

8

「栃木県南地域の水道水源確保に関する県の方針」の策定

2012年

11月14日 「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討(案)」について栃木県公共事業評価委員会へ説明

11月26日 「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討(案)」の公表

11月27日～12月26日 上記の「検討(案)」に対するパブリック・コメント(県民の意見募集)の実施

11月28日～12月12日 上記の「検討(案)」について県南関係市町長及び小山市長の意見聴取

2013年

2月18日 栃木県公共事業評価委員会にパブリックコメント及び関係地方公共団体の長の意見聴取結果を説明、検討(案)の審議

3月19日 「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書」及び同検討(案)に対するパブリック・コメント(県民意見の募集)の実施結果の発表

「栃木県南地域の水道水源確保に関する県の方針」

基本方針	県南地域において、将来にわたり安全な水道水の安定供給を確保するため、地下水から表流水への一部転換を促進し、地下水と表流水のバランスを確保する
対象区域	栃木市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町の2市3町
目標年度	平成42年度
水需要予測	計画一口最大給水量 96,200m ³ /日 計画一口最大取水量 100,000m ³ /日
地下水依存率の目標	基本目標 40% 中間目標 65% (目標年度に達成する水準)
地下水の最大取水量の目標	65,000m ³ /日 (計画一口最大取水量の65%に相当する量)



11

鳴津意見書 5ページより

表1 栃木県南地域の上水道の地下水依存率

出典：日本水道協会「平成22年度水道統計」(取水量は一日平均を示す。)

	取水量 (m³/日)	地下水取水量 (m³/日)	地下水依存率 (%)
栃木市	47,093	47,093	100.0
壬生町	10,797	10,797	100.0
岩舟町	7,255	7,255	100.0
下野市	18,945	18,945	100.0
野木町	7,022	98	1.4
2市3町	91,112	84,189	92.4

小山市	45,386	6,173	13.6
小山市を含む 3市3町	136,499	90,361	66.2

12

県南地域の水道用地下水を削減する理由

- ① 県南地域における地下水依存率は高く、栃木市をはじめとする2市2町は全量を地下水のみに依存しており、地下水の代替水源としての表流水を全く有していない。
- ② 県南地域においては、地盤沈下や地下水汚染が危惧されており、水道水源を地下水のみに依存し続けることは望ましくない。
- ③ 異常気象による渇水リスクが高まる中、県南地域には水道水源として利用できる水資源開発施設がない。
- ④ 水資源開発には相当な期間を必要とすることから、長期的な展望に立って、事前対策を講じていく必要がある。

13



熊本市上下水道局
Kumamoto City Sewerage Bureau

□サイトマップ：色を変える

嶋津意見書 資料3

ホーム

お客さまへ

事業者さまへ

水道のしくみ

下水道のしくみ

水循環・環境保全

・ホーム / 水道のしくみ / 水道のしくみ 水をつくる・送る

水道のしくみ

【水道のしくみ 水をつくる・送る】

- 熊本市の水道は、大正13年（1924年）の給水開始以来、水源の全てに地下水を使用していることが大きな特徴です。
- 地下水は、取水井戸から吸上げられ、滅菌した後、配水池に送られます。
- 配水池から家庭までは、高台の配水池から高低差を利用して水をお届けする自然低下式と、平地にある配水池から配水泵の力で水をお届けするポンプ加圧式の二通りの配水方法があります。

【給水のしくみ】



番号のある項目をクリックすると
写真と説明を表示します。

14

栃木の水道

平成23年度版

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)



栃木県 保健福祉部 生活衛生課

15

(栃木県「栃木の水道 平成23年度版」より)

栃木県内において地下水のみを水道水源としている
市町水道

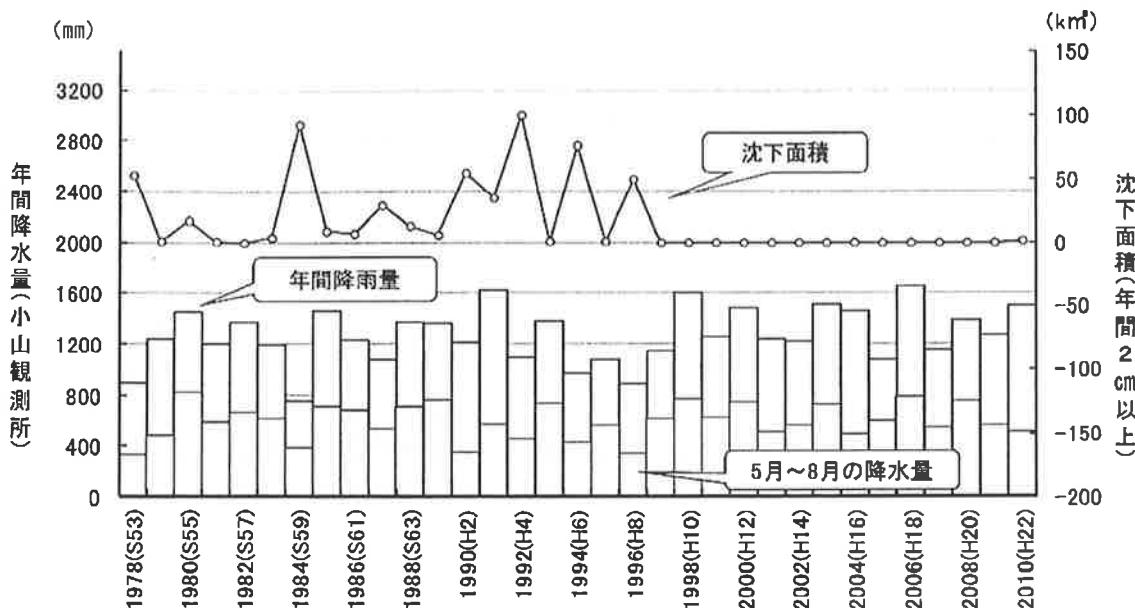
県南地域の2市2町以外

那須烏山市、さくら市、茂木町、那珂川町、上三川町、
足利市、佐野市

16

県南地域の地盤沈下は沈静化

図1 沈下面積と年間降水量の関係



出典:「地盤沈下防止対策のための地下水採取規制のあり方について」
(平成23年1月 26日 栃木県環境審議会地盤沈下部会)14ページ

県南地域の地盤沈下は沈静化

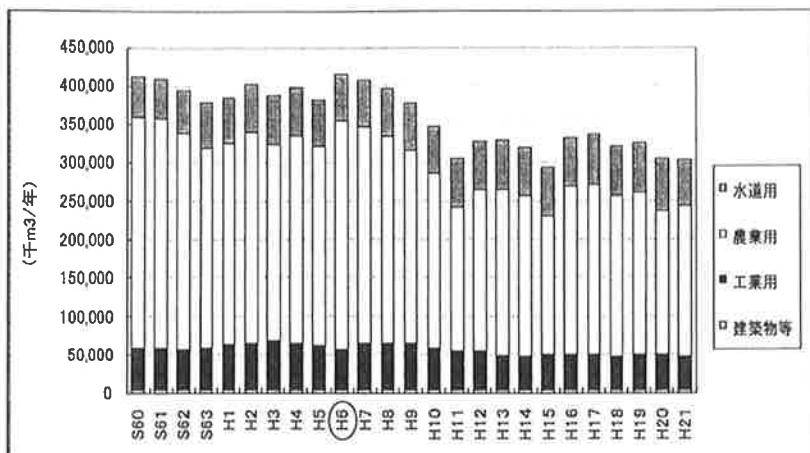
表2 地盤沈下した地域の面積の推移

年度		1978 (S53)	1979 (S54)	1980 (S55)	1981 (S56)	1982 (S57)	1983 (S58)	1984 (S59)	1985 (S60)	1986 (S61)	1987 (S62)	1988 (S63)	1989 (H1)
沈下面積の推移 (km²)	2cm/年以上沈下	53	1	17	1	—	4	93	9	7	29	13	6
	4cm/年以上沈下	1	—	—	—	—	—	18	—	—	1	—	—
年度		1990 (H2)	1991 (H3)	1992 (H4)	1993 (H5)	1994 (H6)	1995 (H7)	1996 (H8)	1997 (H9)	1998 (H10)	1999 (H11)	2000 (H12)	2001 (H13)
沈下面積の推移 (km²)	3cm/年以上沈下	55	35	100	1	76	1	50	—	—	—	—	—
	4cm/年以上沈下	10	—	16	—	24	—	18	—	—	—	—	—
年度		2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 ^{#1} (H23)		
沈下面積の推移 (km²)	2cm/年以上沈下	—	—	0.1	—	—	—	—	—	1.7	46		
	4cm/年以上沈下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	551		

(注) 準用けは2cm/年以上の沈下が観測された年。
※1 平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震の地盤変動量を含んだ値である。

出典:「栃木県地盤変動・地下水位調査報告書(平成23年度)栃木県」4ページ

地下水採取量の大半は農業用地下水で、水道用地下水は2割のみ



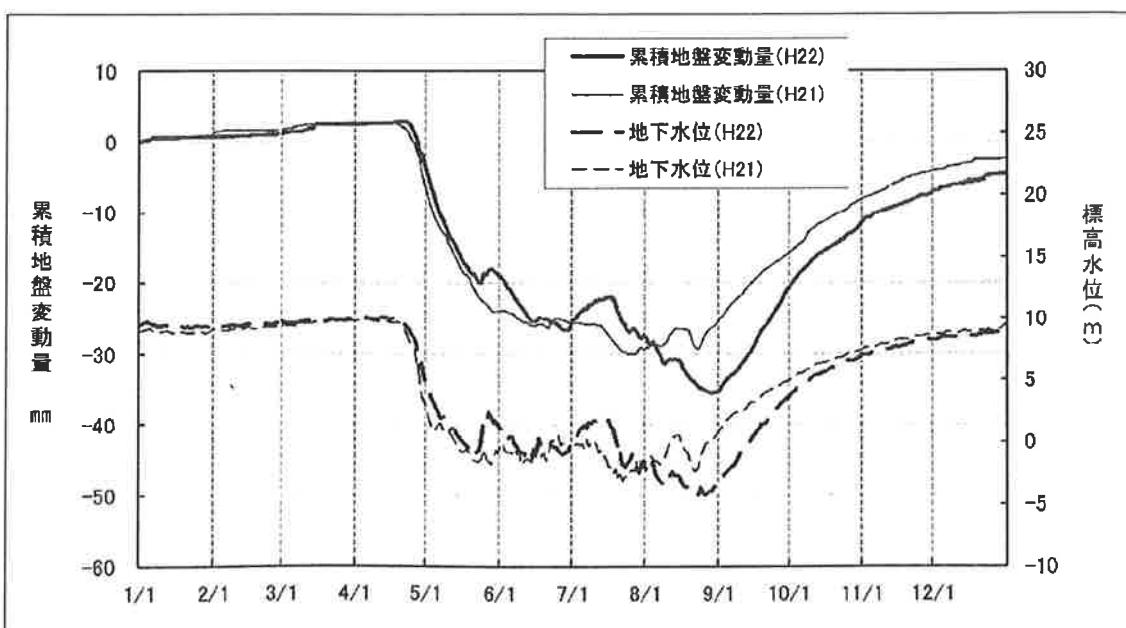
推計方法：水道用水…水道統計から算出、工業用水…工業統計から推計、農業用水…昭和 60 年は農業用地下水利用実態調査結果（農林水産省）、昭和 61 年以降は作付面積等から推計、建築物用水等…国土交通省及び栃木県の過去の調査から推計

図2 県南地域における地下水採取量（推計値）の推移

出典：「地盤沈下防止対策のための地下水採取規制のあり方について」
(平成23年1月 26日 栃木県環境審議会地盤沈下部会)4ページ

農業用地下水が地下水位の変化を支配

図3 野木（環境管理）における地盤変動量及び地下水位状況



出典：「栃木県地盤変動・地下水位調査報告書」(平成23年度)15ページ

一般井戸の汚染データで誤った印象を与えるのは欺瞞

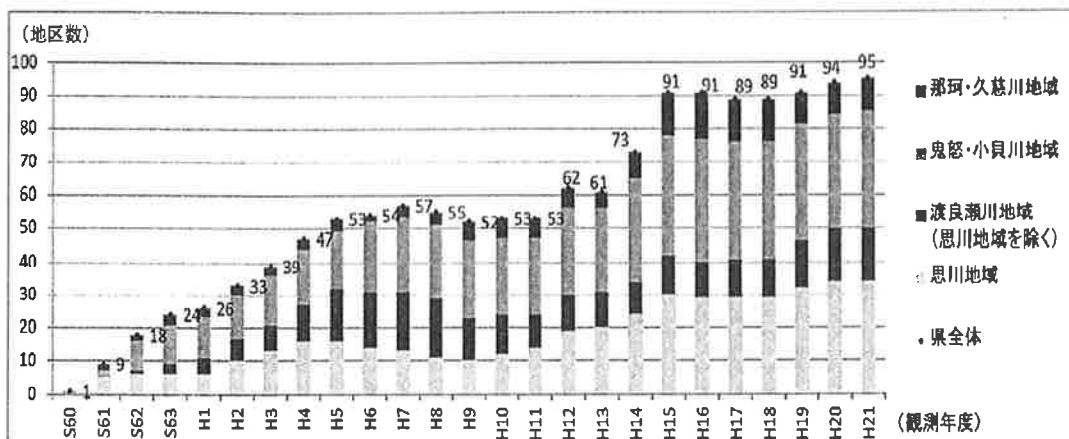


図4 地下水汚染地区数（新規発生十収束せず継続観測）の推移
(栃木県水質年表 平成22年度より作成)

出典：「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書」21ページ

21

県南地域の水道水源井戸は非常に清浄

表3 平成23年度 栃木市水道水質検査結果表
(年度内の最大値を示す。単位 mg/L)

		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン
栃木地域	箇部浄水場系箇部浄水場	2.6	0.001未満	0.001未満
	川原田浄水場系川原田浄水場	3.0	0.001未満	0.001未満
	大塚浄水場系大塚浄水場	2.6	0.001未満	0.001未満
	大宮浄水場系大宮浄水場	2.6	0.001未満	0.001未満
大平地域	川連水源地系白岩公園	3.3	0.001未満	0.001未満
	藏井水源地系西水代公園	3.1	0.001未満	0.001未満
	上高島水源地系下高島公民館	2.7	0.001未満	0.001未満
藤岡地域	第1浄水場系藤岡第1浄水場	0.6	0.001未満	0.001未満
	第3浄水場系藤岡第3浄水場	0.1	0.001未満	0.001未満
都賀地域	第1浄水場系都賀町合戦場陸橋下	2.5	0.001未満	0.001未満
	第2浄水場系都賀町総合運動場	2.1	0.001未満	0.001未満
基準値		10.0	0.010	0.010

22

資料9 利根川水系水道水の放射性物質汚染のニュースと記事

都の水道水 放射性物質を検出
(NHK 2011年3月23日 16時43分)

東京都葛飾区にある都の浄水場の水道水から、1歳未満の乳児の摂取制限の指標を上回る量の放射性物質が検出されました。東京都はこの浄水場の水道水を利用する東京23区と多摩地区の5つの市で乳児に限って水道水の摂取を控えるよう呼びかけていますが、長期的に摂取しなければ健康に影響はないとしています。

東京都によりますと、東京都葛飾区にある都の金町浄水場の水道水を22日午前9時に採水して検査したところ、放射性ヨウ素131が1リットル当たり210ベクレル検出されました。また、23日午前9時には同じ金町浄水場の水道水から1リットル当たり190ベクレル前後の放射性ヨウ素131が検出されたということです。これは、大人の摂取制限の指標となる水1リットル当たり300ベクレル以内に収まっていますが、1歳未満の乳児の摂取制限の指標となる1リットル当たり100ベクレルの2倍以上の値となっています。

東京都は、金町浄水場の水道水を利用する東京23区と武蔵野市、町田市、多摩市、稲城市、三鷹市で、乳児に限って水道水の摂取を控えるよう呼びかけています。さらに、この地域の事業者や保育園などの施設に対しても、1歳未満の乳児が飲む可能性のある飲み物や離乳食にこの水道水を使わないよう呼びかけています。

一方、東京都水道局の東京・羽村市にある小作浄水場と、埼玉県朝霞市にある朝霞浄水場では、22日に行った検査で、放射性物質の量はいずれも指標を下回っていま

23

資料10 利根川系水道水のホルムアルデヒト汚染の新聞記事

読売新聞群馬版 2012年5月20日

化学物質検出で送水一時停止や制限

利根川下流の千葉県内で35万世帯の断水を引き起こした化学物質ホルムアルデヒド。群馬県内でも県企業局東部地域水道浄水場(千代田町)で一時基準値を超えて、太田など6市町への送水を一時停止・制限し、関係機関は対応に追われた。県は19日、利根川支流の烏(からす)川流域の河川水と工場排水を重点調査し、原因解明に全力を挙げている。

■東毛で取水停止

異常は、下流の埼玉県で発覚。17日昼、「ホルムアルデヒドを検出した」と県企業局に情報提供があり、同浄水場の原水を塩素処理して調べた結果、国の基準(1リットルあたり0.08ミリ・グラム)を超える同0.098ミリ・グラムを検出したことが18日深夜に判明。太田など2市5町、約20万人を対象に給水している同浄水場で取水停止措置が取られた。

19日未明には館林市で送水制限が始まり、早朝にかけて、太田市、千代田、明和、大泉、邑楽町では送水停止となつた。その後、濃度が基準内に下がり、午前10時過

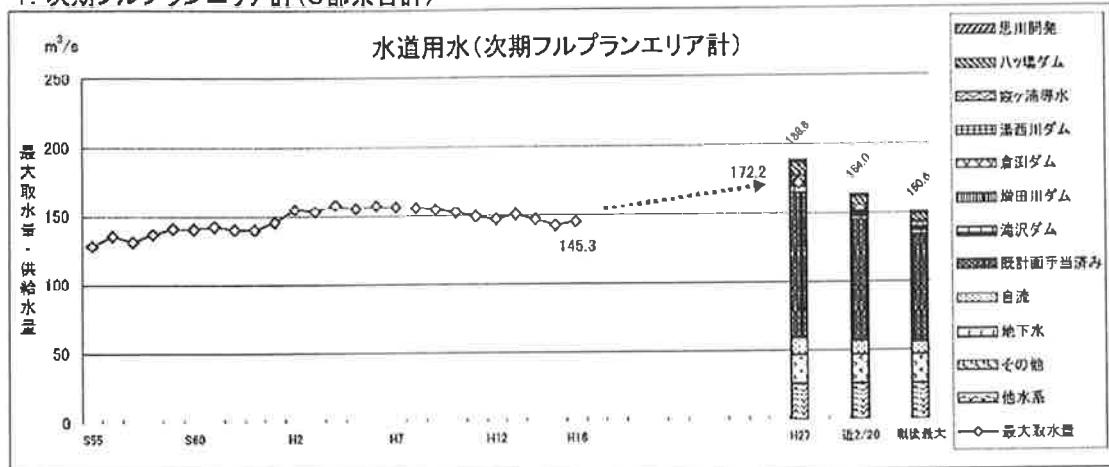
24

異常渇水時において地下水の供給可能量は減少しない

図6

利根川・荒川水系 次期フルプランエリアにおける需要想定値と供給可能量

1. 次期フルプランエリア計(6都県合計)



出典:国土審議会水資源開発分科会利根川・荒川部会
(平成19年10月31日)配付資料(3-1ページ)

25

県南地域2市3町の水道 2030年度までの水需要予測

鳴津意見書 16ページより

年辰(平成)			13	14	15	16	17	18	19	20	21	22					
項目			行政区域内人口(人)	230,380	235,964	235,383	235,262	234,845	233,521	232,350	231,885	231,125	230,525	42 (目標年度)			
新規給水区域内人口(人)			233,524	237,384	235,150	235,384	233,337	232,260	231,393	230,595	231,391	230,526	230,387	243,397			
現在給水人口(人)			231,340	233,895	233,445	230,045	231,776	230,722	231,255	232,562	233,312	232,038	231,387	249,387			
上水道普及率(%)			88.3%	89.2%	89.2%	89.1%	91.2%	92.1%	92.6%	93.3%	94.1%	90.4%	99.5%				
因数 有効 水 量	給水戸数(戸)		52,542	84,502	66,058	88,295	90,435	92,172	93,384	94,993	96,332	92,602	202				
	一人一日平均使用水量 (L/m ³ /日)		200	223	229	232	237	230	226	233	230	240	57,528				
	生活用		60,167	60,512	60,314	61,701	63,795	64,423	61,413	62,671	62,321	63,707	5,364				
	業務・ 官公署用		8,515	8,605	8,404	8,396	8,263	8,500	7,713	5,832	5,351	6,008	1,808				
	丁場用		2,148	2,162	2,079	2,295	1,721	1,603	1,347	1,652	1,685	1,753	3,401				
	その他		1,910	1,951	2,184	2,115	2,066	2,068	4,214	3,435	3,419	3,566	71,516				
	有吸水量計(m ³ /日)		72,740	73,263	72,982	74,937	75,844	74,904	74,486	73,704	73,378	75,065	63,772				
	無取水量(m ³ /日)		3,971	3,301	3,597	2,729	3,049	2,216	2,089	2,622	2,370	3,065	2,744				
	有効水見計(m ³ /日)		70,537	70,564	70,571	76,726	73,893	77,151	76,585	76,325	76,348	76,110	51,184				
	無効水見計(m ³ /日)		8,104	8,712	9,057	7,904	7,858	9,650	10,617	11,444	12,244	11,948	90,700				
一日平均給水量(m ³ /日)			65,511	86,211	65,520	86,630	85,767	86,981	87,202	87,413	88,392	89,068	326				
一人一日平均給水量(人/L/日)			327	327	325	323	321	321	322	323	324						
一日最大給水量(m ³ /日)			130,548	102,110	69,170	102,973	100,625	98,467	99,375	102,265	101,163	103,505	86,200				
一人一日最大給水量(人/L/日)			396	387	375	365	374	367	368	375	369	394	587				
有吸率(%)			84.9%	84.9%	85.2%	86.3%	87.4%	86.1%	85.4%	84.0%	83.7%	83.5%	85.2%				
貢献率(%)			82.6%	84.5%	85.3%	84.5%	85.2%	87.1%	87.3%	85.8%	87.4%	87.2%	83.8%				
利用率(%)			地下水	96.4%	96.1%	95.5%	96.1%	96.0%	95.6%	95.9%	96.7%	95.0%	95.0%	96.8%			
			表流水	90.0%	97.0%	95.0%	97.2%	97.0%	96.2%	96.1%	96.4%	97.0%	97.0%	96.1%			

※出典:水道統計(H13～H22)は、石原小町の実績値を合計したもの。H42においては、町村別により推計している。

※ここで行政区域内人口とは、住民基本台帳人口である。

※各市町の小数点以下の数字はデータを合計しているため、計の総数が合わない箇所がある。

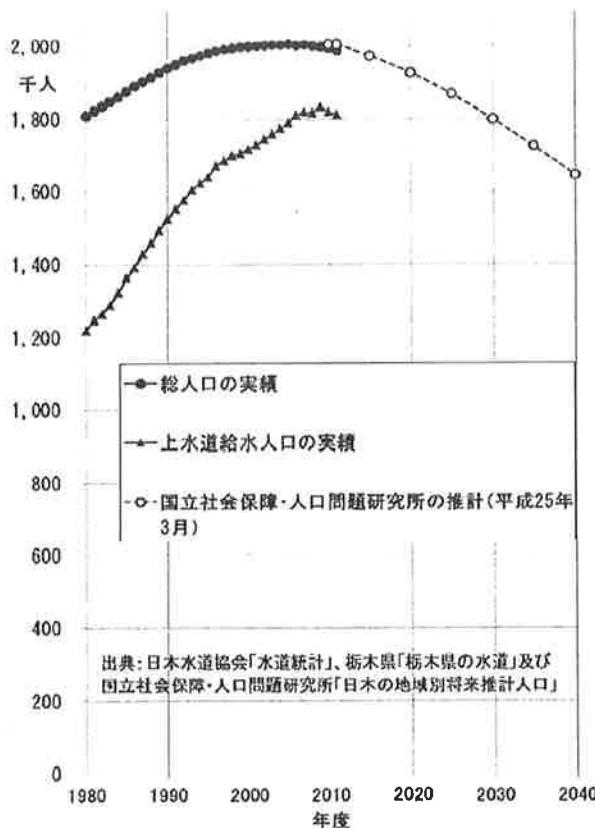
表4 県南関係市町（栃木市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町）の給水実績及び推計

出典:「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書」27ページ

26

図7 栃木県人口・給水人口の推移と予測

嶋津意見書 16ページより



27

嶋津意見書 17～18ページより

県南地域の水道用地下水を削減する理由の虚構

小括

- ① 県南地域の水道の地下水依存率が高いことは何も問題ではない。全国的に見れば、水源を地下水のみに依存している水道は数多くあるし、栃木県内の上水道でも県南地域以外の4市3町が水道水源を地下水のみに依存している。
- ② 地盤沈下は鎮静化しており、また、地下水くみ上げの大半は農業用地下水であるから、水道用地下水の削減の必要性は皆無である。
- ③ 県南地域の水道用地下水は汚染はなく、地下水汚染は杞憂である。放射性物質等による汚染を考えると、河川水の方がむしろ心配される。

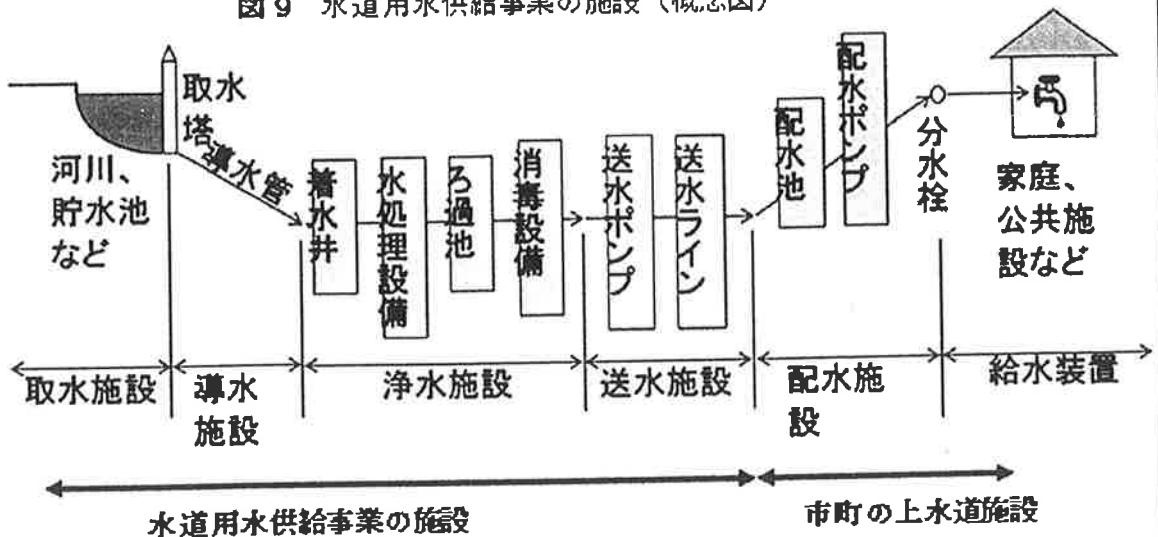
28

④ 異常気象による渇水リスクは地下水には当てはまらない。異常気象による渇水リスクがあるのは河川水の方であって、第五次利根川・荒川水系水資源開発基本計画でも地下水は異常渇水の影響を受けない水源として扱われている。

⑤ 栃木県南地域の水道の需要が今後ますます縮小していくことは必至であるから、長期的な展望にたてば、思川開発の水源の不要性はますます明確になる。

県南地域の水道用水供給事業は実現性がゼロ

図9 水道用水供給事業の施設（概念図）





31

鳴津意見書 19ページより

「思川開発事業の水道事業に係る事業評価(再評価)」

(平成21年2月 独立行政法人水資源機構)

表5 事業費 (全体)

事業体	利水量 (m ³ /s)	本事業に係る水道事業負担額 (千円)	関連水道事業体の施設整備の建設事業費 (千円)
(1)栃木県	0.403	6,364,000	19,203,475 ^{*1}
(2)鹿沼市	0.200	5,346,500	9,180,000 ^{*2}
(3)小山市	0.219	3,459,500	9,436,354 ^{*3}
(4)古河市	0.586	9,268,500	26,897,400 ^{*4}
(5)五霞町	0.100	1,572,500	3,865,144 ^{*5}
(6)埼玉県	1.163	13,912,000	—
(7)北千葉水企	0.313	4,958,000	—
合計	2.984	44,881,000	68,582,373

*1 栃木県の利水量・給水対象地域から、施設規模を想定し設定

*2 鹿沼市の第五次拡張変更の事業計画より

*3 小山市の改良費実績及び計画より

*4 鹿沼市の事業計画を基に、水量規模により設定

*5 五霞町の第二次拡張事業の実績

32

**鈴木市長は市議会で次のように答弁している
(栃木市議会 平成25年3月定例会(第1回) 3月1日)**

◎市長(鈴木俊美君) 赤羽根部長が申し上げたとおり、市が直接この計画に参加するということではありません。ただ、県が今つくろうとしているその考え方には、理解は示せるという答えを市はしようとしています。では、そういう答えをすると、市は表流水を買わざるを得なくなるのかということになりますが、そういうことではありません。ただ、買う段になれば、それは当然有料ということになりますので、そのときにはお金はかかりますが、今回市が、県のつくろうとしている検討案に理解を示すと言ったからといって、そこで栃木市に買わなければならぬという義務が発生するわけではないということをございます。

33

「思川開発事業の水道事業に係る事業評価(再評価)」

(平成21年2月 独立行政法人水資源機構)

表5 事業費(全体)

事業体	利水量 (m ³ /s)	本事業に係る水道事業負担額 (千円)	関連水道事業体の (
(1)栃木県	0.403	6,364,000	1
(2)鹿沼市	0.200	5,346,500	
(3)小山市	0.219	3,459,500	
(4)古河市	0.586	9,268,500	2
(5)五霞町	0.100	1,572,500	
(6)埼玉県	1.163	13,912,000	
(7)北千葉水企	0.313	4,958,000	
合計	2.984	44,881,000	6

※1 栃木県の利水量・給水対象地域から、施設規模を想定し設定

※2 鹿沼市の第五次拡張変更の事業計画より

34

使う当てのない水源確保のために巨額の公費の浪費

国庫補助金を除く栃木県の利水負担金は
 $64\text{億円} \times 0.60 \times 1.5 = \text{約}58\text{億円}$ になる。

思川開発事業に関わる栃木県水道用水供給事業は実施される可能性はゼロであるから、この約58億円は栃木県の一般会計から支出することになる。使う当てが全くない水源を抱えるためにこのような巨額の費用を栃木県民が負担することになるのである。

そして、この実体のない事業のために厚生労働省から国庫補助金(水道水源開発施設整備費補助金)が水資源機構に支出されてきている。思川開発事業の栃木県分の国庫補助金は総額で $64\text{億円} \times 40\% = \text{約}26\text{億円}$ にもなり、国費が浪費されつつある。